様式第８号（別紙５）（第11条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 |  |
| 作成者氏名 |  |
| 作成者連絡先 |  |

関川村地域脱炭素移行・再エネ推進補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【蓄電池】

【基本情報】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置場所 | 関川村大字 | | | | | | |
| 完成日 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | |
| 蓄電容量(※) |  | | | | | | kWh |
| 設備費 |  | | | | | 円 | |
| サービス料総額 | 補助金控除前(A) | |  | | | 円 | |
| 補助金控除後(B) | |  | | | 円 | |
| 差引(＝B-A) | |  | | | 円 | |
| 補助金申請金額 |  | | | | | 円 | |

※　蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

【チェックリスト】

（蓄電池）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 |
| □ | 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 |
| □ | PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 |
| □ | リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 |
| □ | 蓄電池部（初期実効容量１．０kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。管理するための番号が付与されていること。 |
| □ | 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 |
| □ | JIS C 8715-2の規格を満足すること。 |
| □ | リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2の規格も可とする。 |
| □ | リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量１０kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 |
| □ | メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が１０年以上の蓄電システムであること。 |
| □ | 設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。 |
| □ | 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 |

　このほか、蓄電池の仕様が分かる資料（写しも可）及び、施工前後の写真を添付すること。